

広島県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十七年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

豊田郡大崎上島町中野字長江谷四八〇二の一、四八〇五の二、四八〇六の二（次の図に示す部分に限る。）、字長江一一三四六の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び大崎上島町に備え置いて縦覧に供する。）